

文部科学省

| 番号 | 制度名 |
|-------|---|
| 文部科学省 | |
| 文科01 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置 |
| 文科02 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 |
| 文科03 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 |
| 文科04 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 |
| 文科05 | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 |
| 文科06 | (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置 |
| 文科07 | 研究開発法人への寄附に係る税制措置 |
| 文科08 | (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | 課題 |
|------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない | |
| 租税特別措置等の有効性 | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| 租税特別措置等の相当性 | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（幼保連携型認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定こども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定こども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | | |
|------|---|---|--------------|---|
| 1 | <p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置</p> <p>(国11)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外)</p> <p>(地11)(法人住民税、事業税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p> | | | |
| 2 | <p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月を想定して準備作業を進めているところ。</p> <p>○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p> | | | |
| 3 | <p>担当部局</p> <p>担当:初等中等教育局幼児教育課</p> | | | |
| 4 | <p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p> | | | |
| 5 | <p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p> | | | |
| 6 | <p>適用又は延長期間</p> <p>—</p> | | | |
| 7 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">必要性等</td> <td style="width: 10%;">① 政策目的及びその根拠</td> <td style="width: 80%;"> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> </td> </tr> </table> | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> |
| 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> | | |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) (目的) 第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p> |
| ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-9 幼児教育の振興 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 幼保連携型認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p> |

| 8 有効性等 | ① 適用数等 | <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。 【参考】 近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table> | | 認定こども園の数 | うち幼保連携型の数 | 平成22年4月 | 532 | 241 | 平成23年4月 | 762 | 406 | 平成24年4月 | 909 | 486 | 平成25年4月 | 1099 | 594 |
|----------------|--|---|-----------|----------|-----------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|------|-----|
| | | 認定こども園の数 | うち幼保連携型の数 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成22年4月 | 532 | 241 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年4月 | 762 | 406 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年4月 | 909 | 486 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年4月 | 1099 | 594 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | <p>—(ただし、幼保連携型認定こども園は、現行(法施行前)の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—) 幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) 非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|----------------------|---|
| | | える。 |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じる必要がある。 |
| | ③ 地方公共団体が協力する相応性 | 本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。 |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成 24 年 8 月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|---|-----------------------------|---|
| 制度名 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | 課題 |
|------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない | |
| 租税特別措置等の有効性 | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| 租税特別措置等の相当性 | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | |
|---|---|
| 1 | <p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 (国12)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地12)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p> |
| 2 | <p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○①に関しては、今般の認定子ども園法の改正により、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても、幼保連携型認定子ども園と同様に、認定に当たっての基準や欠格要件を追加し、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認定しなくてはならない仕組みとしたことに加え、施設型給付の対象として法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するとの高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○以上を踏まえ、幼保連携型以外の認定子ども園の教育・保育機能部分について、現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p> |
| 3 | <p>担当部局</p> <p>担当:初等中等教育局幼児教育課</p> |
| 4 | <p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p> |
| 5 | <p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p> |
| 6 | <p>適用又は延長期間</p> <p>—</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|--|
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標6 私学の振興</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>認定こども園が増加することにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合</p> |

| | | | 的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--------|--|-------|------|--------|-------|--|--|-------|------|------|-------|---------|-----|-----|-----|----|----|---------|-----|-----|-----|-----|----|---------|-----|-----|-----|-----|----|---------|------|-----|-----|-----|----|
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、認定こども園の認定件数は次のとおり、推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認定件数</th> <th colspan="4">類型別の内訳</th> </tr> <tr> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> <th>保育所型</th> <th>地方裁量型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.4.1</td> <td>532</td> <td>241</td> <td>180</td> <td>86</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1</td> <td>762</td> <td>406</td> <td>225</td> <td>100</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1</td> <td>909</td> <td>486</td> <td>272</td> <td>121</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1</td> <td>1099</td> <td>594</td> <td>317</td> <td>155</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> | | 認定件数 | 類型別の内訳 | | | | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 | H22.4.1 | 532 | 241 | 180 | 86 | 25 | H23.4.1 | 762 | 406 | 225 | 100 | 31 | H24.4.1 | 909 | 486 | 272 | 121 | 30 | H25.4.1 | 1099 | 594 | 317 | 155 | 33 |
| | | | 認定件数 | | | 類型別の内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H22.4.1 | 532 | 241 | 180 | 86 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H23.4.1 | 762 | 406 | 225 | 100 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H24.4.1 | 909 | 486 | 272 | 121 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H25.4.1 | 1099 | 594 | 317 | 155 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 減収額 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) — |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、同様に法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 本措置は、認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。 |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成 24 年 8 月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--|-----|-------|
| 制度名 | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 | | |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | 課題 |
|------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない | |
| 租税特別措置等の有効性 | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| 租税特別措置等の相当性 | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模保育事業等の事業者の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また小規模保育等が保育所と同様に保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、小規模保育等のみ補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | |
|---|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 (国13)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地13)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外) 【新設・延長・拡充】 |
| 2 | 要望の内容 ○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、 ①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること ②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること ③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。 ○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。 ○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。 |
| 3 | 担当:初等中等教育局幼児教育課 |
| 4 | 評価実施時期 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 - |
| 6 | 適用又は延長期間 - |
| 7 | 必要性等 ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多 |

| | | |
|---|---------------------|---|
| | | <p>くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標6 私学の振興</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p> |
| 8 | 有効性等 | <p>① 適用数等</p> <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p> |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>待機児童解消は喫緊の課題であり、現在実施している待機児童解消加速化プランにおいても、小規模保育事業については、重要な柱として支援を行っていくこととしており、税制措置を踏まえ、参入・移行を促進していくが必要。</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくことが強く期待される。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成24年8月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|---|-----|-------|
| 制度名 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 | | |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 | |
|------------------------|--|--|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ | |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ | |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | <input type="checkbox"/> 把握なし | | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | | <input type="checkbox"/> 予測なし | | |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

| | | 適用企業数 | 適用金額（百万円） |
|--------|-------------|------------|-----------|
| 平成24年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 17,724 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |
| 平成25年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 21,789 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

| | 適用企業数 | 適用金額 |
|-----------|------------|----------|
| 前回要望時の見込み | 6,475／事業年度 | 3,735 億円 |
| 調査による実績 | 7,396／事業年度 | 3,072 億円 |

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【文科04】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

| | | 適用企業数 | 適用金額 (百万円) |
|--------|--------------|------------|------------|
| 平成27年度 | 総額型 (中小企業のみ) | 5,290/事業年度 | 33,066 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 57,790 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,562 |
| 平成28年度 | 総額型 (中小企業のみ) | 5,290/事業年度 | 34,058 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 59,524 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,939 |
| 平成29年度 | 総額型 (中小企業のみ) | 5,290/事業年度 | 35,080 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 61,310 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 13,327 |

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円 (平成23年度実績額) は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| A: 試験研究費(百万円) | 3,268,209 |
| B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%) | 216,682 |
| C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業) | 78.4% |
| D: 補正後増加額(百万円) (B×C) | 169,878 |
| E: 控除額(百万円)(経産省試算) | 53,930 |
| 押し上げ倍率(D÷E) | 3.15 |

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

| | 回帰分析結果 | Constant | Observation |
|--------------------|---------|----------|-------------|
| $\Delta \tau_{it}$ | 0.5518 | -0.2235 | 1915 |
| | [0.619] | [0.060] | |

*[]内は標準偏差

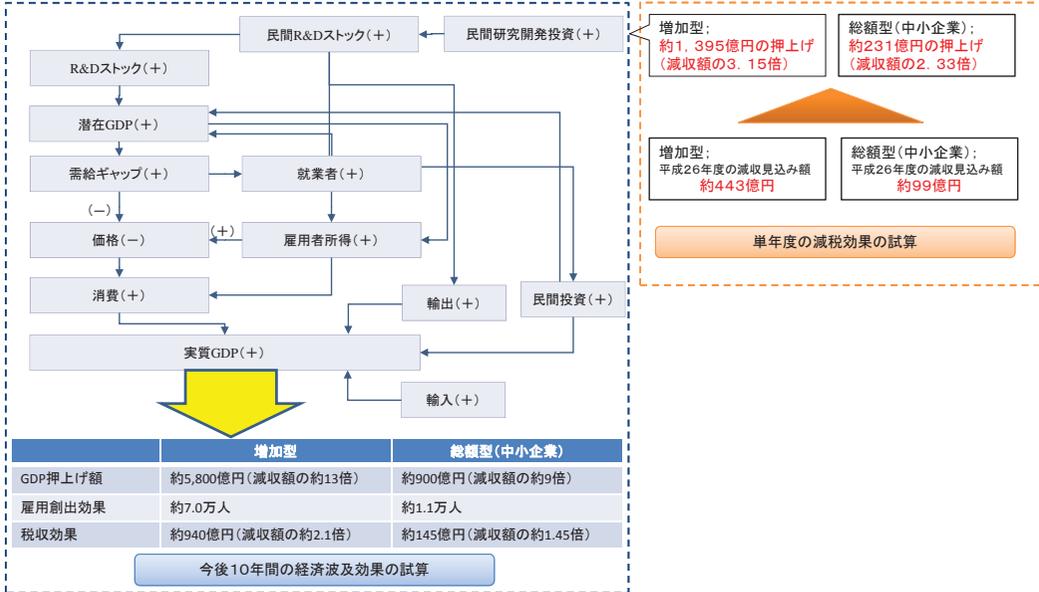
*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額)×100

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税15)(法人税: 義、所得税:外) |
| 2 | 要望の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度末まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで) |
| 3 | 担当部局 | 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) |
| 6 | 適用又は延長期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで) |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを</p> |

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



| | | |
|--------|---------------------|---|
| | | 目指すこととする。」 |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標 7-3 科学技術システム改革の先導 |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 |
| 8 有効性等 | ① 適用数等 | ○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下)) ＜上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業＞ 平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度) 平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度) 平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ＜増加型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。 ＜高水準型(上乗せ措置の内数)＞ 平成23年度 127/事業年度(83/事業年度) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。 ○将来推計(平成26年度) ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度 (平成25年度経済産業省企業アンケート調査結果による試算) ○利用業種 |

平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】

| | 適用企業数 | うち中小企業数 |
|---------|-------|---------|
| 総計 | 1,993 | 1,311 |
| 食料品 | 144 | 97 |
| 化学 | 261 | 135 |
| 窯業等 | 36 | 17 |
| 金属 | 110 | 82 |
| 機械 | 137 | 82 |
| 産業用電気機械 | 124 | 93 |
| 輸送用機械 | 87 | 30 |
| 理化学機械 | 52 | 39 |
| その他製造業 | 374 | 271 |
| 卸売業 | 248 | 187 |
| サービス業 | 242 | 183 |
| その他 | 178 | 95 |

【うち増加型】

| | 適用企業数 | うち中小企業数 |
|---------|-------|---------|
| 総計 | 1,866 | 1,228 |
| 食料品 | 143 | 96 |
| 化学 | 234 | 127 |
| 窯業等 | 36 | 17 |
| 金属 | 108 | 80 |
| 機械 | 131 | 79 |
| 産業用電気機械 | 116 | 88 |
| 輸送用機械 | 83 | 29 |
| 理化学機械 | 46 | 34 |
| その他製造業 | 359 | 261 |
| 卸売業 | 239 | 181 |
| サービス業 | 205 | 153 |
| その他 | 166 | 83 |

【うち高水準型】

| | 適用企業数 | うち中小企業数 |
|-----|-------|---------|
| 総計 | 127 | 83 |
| 食料品 | 1 | 1 |
| 化学 | 27 | 8 |
| 窯業等 | 0 | 0 |

| | | 金属 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|--|--|--|
| | | 機械 | 6 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 産業用電気機械 | 8 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 輸送用機械 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 理化学機械 | 6 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他製造業 | 15 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 卸売業 | 9 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | サービス業 | 37 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | 12 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②: 減収額 | ○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下)) <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業> 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円(12億円) (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」) <増加型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(11億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) <高水準型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(1億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経済産業省企業アンケート調査結果による試算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③: 効果・達成目標の実現状況 | <政策目的の実現状況>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 ○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%) | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> </tbody> </table> | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 | イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 | 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 | | | |
| | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|------|------|------|------|------|
| | ロシア | 1.07 | 1.12 | 1.04 | 1.25 | 1.16 |
| | *2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」) | | | | | |
| | <今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。 | | | | | |
| | <<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値 | | | | | |
| | ○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%) | | | | | |
| | | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
| | 韓国 | 2.32 | 2.45 | 2.53 | 2.64 | 2.80 |
| | 日本 | 2.63 | 2.70 | 2.72 | 2.54 | 2.49 |
| | アメリカ | 1.86 | 1.93 | 2.04 | 2.03 | 1.93 |
| | ドイツ | 1.78 | 1.77 | 1.86 | 1.91 | 1.88 |
| | フランス | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.40 | 1.41 |
| | イギリス | 1.07 | 1.11 | 1.10 | 1.11 | 1.10 |
| | 中国 | 0.99 | 1.01 | 1.08 | 1.25 | 1.29 |
| | ロシア | 0.72 | 0.72 | 0.66 | 0.78 | 0.70 |
| | *2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」) | | | | | |
| | また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。 | | | | | |
| | なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。 | | | | | |
| | ○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。 | | | | | |
| | <今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究 | | | | | |

| | |
|--|---|
| | <p>開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> |
| | <p>〈租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響〉 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> |
| | <p>〈税收減を是認するような効果の有無〉 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 税收減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,243億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③ 税收効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開</p> |

| | | | |
|----|--------------------|---|---|
| | | | <p>発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p> | |
| | | <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> | |
| | | <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p> | |
| 10 | 有識者の見解 | | - |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成24年8月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|---|-----|-------|
| 制度名 | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人住民税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 | | |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|--|--|--------------------------------|--|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | |
| ② 所期の目標が達成していない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない | <input type="checkbox"/> 達成されている | <input type="checkbox"/> 説明なし | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ④ 適用数等の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 把握なし |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | ※ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし |
| ⑦ 減収額の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし | ※ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり | | | <input type="checkbox"/> 把握なし |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | | | <input type="checkbox"/> 予測なし |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認 | <input type="checkbox"/> 説明あり | | | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | | <input type="checkbox"/> 説明なし |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

| | 適用企業数 | 適用金額 |
|-----------|------------|----------|
| 前回要望時の見込み | 6,475/事業年度 | 3,735 億円 |
| 調査による実績 | 7,396/事業年度 | 3,072 億円 |

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

| | | 適用企業数 | 適用金額（百万円） |
|--------|-------------|------------|-----------|
| 平成27年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290/事業年度 | 33,066 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 57,790 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,562 |
| 平成28年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290/事業年度 | 34,058 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 59,524 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 12,939 |
| 平成29年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290/事業年度 | 35,080 |
| | 増加型 | 1,360/事業年度 | 61,310 |
| | 高水準型 | 127/事業年度 | 13,327 |

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

| 措置名 | 影響額 |
|--------------------------------|--------------|
| 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 | |
| ・ 中小企業技術基盤強化税制 | 3,881,485 千円 |
| ・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 | 97,750 千円 |
| ・ 試験研究費の増加額に係る税額控除 | 126,476 千円 |
| ・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 | 185,193 千円 |

【文科05】

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することによりアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

| | | 適用企業数 | 適用金額（百万円） |
|--------|-------------|------------|-----------|
| 平成24年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 17,724 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |
| 平成25年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | 21,789 |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | 16,452 |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | 12,296 |

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

| | | 適用企業数 | 減収額（百万円） |
|--------|-------------|------------|--------------------------------|
| 平成24年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $17,724 \times 17.3\% = 3,066$ |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | $16,452 \times 17.3\% = 2,846$ |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | $12,296 \times 17.3\% = 2,127$ |
| 平成25年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $21,789 \times 17.3\% = 3,769$ |
| | 増加型 | 2,289／事業年度 | $16,452 \times 17.3\% = 2,846$ |
| | 高水準型 | 120／事業年度 | $12,296 \times 17.3\% = 2,127$ |

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

| | | 適用企業数 | 減収額（百万円） |
|--------|-------------|------------|---------------------------------|
| 平成27年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $33,066 \times 17.3\% = 5,720$ |
| | 増加型 | 1,360／事業年度 | $57,790 \times 17.3\% = 9,998$ |
| | 高水準型 | 127／事業年度 | $12,562 \times 17.3\% = 2,173$ |
| 平成28年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $34,058 \times 17.3\% = 5,892$ |
| | 増加型 | 1,360／事業年度 | $59,524 \times 17.3\% = 10,298$ |
| | 高水準型 | 127／事業年度 | $12,939 \times 17.3\% = 2,238$ |
| 平成29年度 | 総額型（中小企業のみ） | 5,290／事業年度 | $35,080 \times 17.3\% = 6,069$ |
| | 増加型 | 1,360／事業年度 | $61,310 \times 17.3\% = 10,607$ |
| | 高水準型 | 127／事業年度 | $13,327 \times 17.3\% = 2,306$ |

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む）） $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| A: 試験研究費(百万円) | 3,268,209 |
| B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%) | 216,682 |
| C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業) | 78.4% |
| D: 補正後増加額(百万円) (B×C) | 169,878 |
| E: 控除額(百万円)(経産省試算) | 53,930 |
| 押し上げ倍率(D÷E) | 3.15 |

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

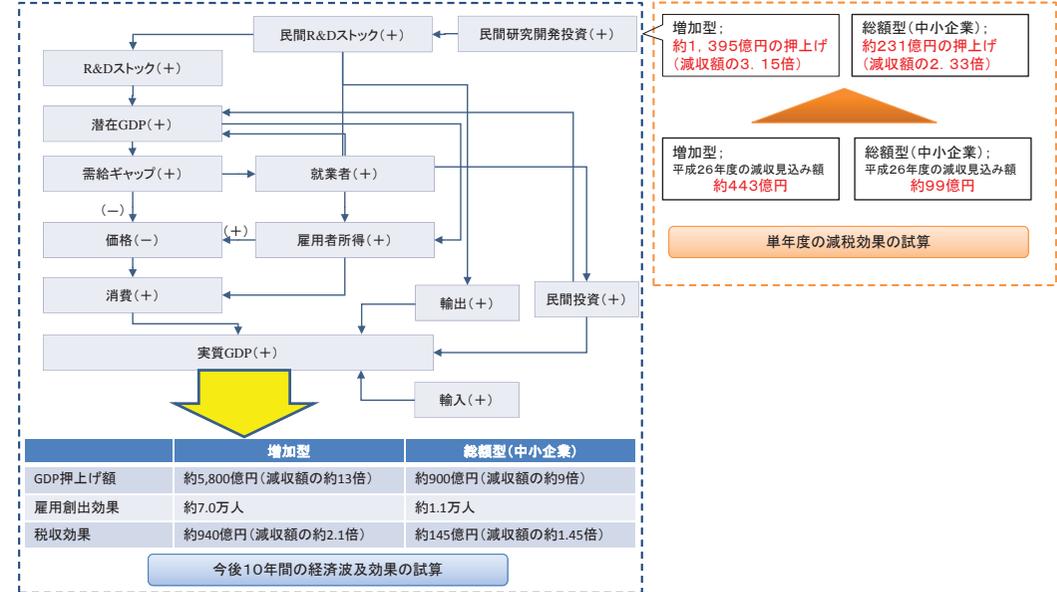
| | 回帰分析結果 | | | |
|---------|---------|----------|-------------|------|
| Δit | Δln Yit | Constant | Observation | |
| 2.3304 | 0.5518 | -0.2235 | | 1915 |
| [0.619] | [0.110] | [0.060] | | |

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税16)(法人住民税:義) |
| 2 | 要望の内容 | ・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) (平成29年度末まで) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ (平成28年度末まで) |
| 3 | 担当部局 | 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ (2年間の時限措置) |

| | | |
|---|----------|--|
| 6 | 適用又は延長期間 | ○増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで) |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながることも研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績 |

平成19年度 5,747/事業年度
 平成20年度 4,657/事業年度
 平成21年度 4,411/事業年度
 平成22年度 5,313/事業年度
 平成23年度 5,290/事業年度
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】
 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

| | 平成23年度 |
|------------|--------|
| 機械製造業 | 11.2% |
| 化学工業 | 16.5% |
| 輸送用機械器具製造業 | 5.7% |
| 食料品製造業 | 10.1% |
| 電気機械器具製造業 | 8.4% |
| 卸売業 | 19.0% |
| サービス業 | 14.9% |

【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】
 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。

② 減収額

1. 減収額について
 ○地方税における減収額
 減収額実績
 平成19年度 29億円
 平成20年度 43億円
 平成21年度 23億円
 平成22年度 30億円
 平成23年度 40億円
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(参考)国税における減収額
 減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
 平成19年度 6,269億円(167億円)
 平成20年度 2,881億円(246億円)
 平成21年度 2,565億円(131億円)
 平成22年度 3,726億円(174億円)
 平成23年度 3,395億円(234億円)
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型・高水準型における減収額
 減収額実績
 平成20年度 2.4億円
 平成21年度 1.0億円
 平成22年度 1.7億円
 平成23年度 2.1億円

(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額
 減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
 平成20年度 178億円(14億円)
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度 224億円(10億円)
 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)
 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)
 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について
 ○国税及び地方税における中小企業利用実績

| | <p>平成19年度 5,747/事業年度 平成20年度 4,657/事業年度 平成21年度 4,411/事業年度 平成22年度 5,313/事業年度 平成23年度 5,290/事業年度</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228/事業年度</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83/事業年度</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経済産業省企業アンケート調査による減収額 ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> | | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 | イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 | 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 | ロシア | 1.07 | 1.12 | 1.04 | 1.25 | 1.16 |
| | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 3.01 | 3.21 | 3.36 | 3.56 | 3.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 3.41 | 3.46 | 3.47 | 3.36 | 3.26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 2.65 | 2.72 | 2.86 | 2.91 | 2.83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 2.54 | 2.53 | 2.69 | 2.82 | 2.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 2.11 | 2.08 | 2.12 | 2.27 | 2.24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 1.74 | 1.77 | 1.78 | 1.84 | 1.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国 | 1.39 | 1.40 | 1.47 | 1.70 | 1.76 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロシア | 1.07 | 1.12 | 1.04 | 1.25 | 1.16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望時においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> | | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 韓国 | 2.32 | 2.45 | 2.53 | 2.64 | 2.80 | 日本 | 2.63 | 2.70 | 2.72 | 2.54 | 2.49 | アメリカ | 1.86 | 1.93 | 2.04 | 2.03 | 1.93 | ドイツ | 1.78 | 1.77 | 1.86 | 1.91 | 1.88 | フランス | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.40 | 1.41 | イギリス | 1.07 | 1.11 | 1.10 | 1.11 | 1.10 | 中国 | 0.99 | 1.01 | 1.08 | 1.25 | 1.29 | ロシア | 0.72 | 0.72 | 0.66 | 0.78 | 0.70 |
|------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 2.32 | 2.45 | 2.53 | 2.64 | 2.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 2.63 | 2.70 | 2.72 | 2.54 | 2.49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ | 1.86 | 1.93 | 2.04 | 2.03 | 1.93 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 1.78 | 1.77 | 1.86 | 1.91 | 1.88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 1.33 | 1.31 | 1.33 | 1.40 | 1.41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 1.07 | 1.11 | 1.10 | 1.11 | 1.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国 | 0.99 | 1.01 | 1.08 | 1.25 | 1.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロシア | 0.72 | 0.72 | 0.66 | 0.78 | 0.70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|-----|---|
| | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p> |
| 9 | 相当性 | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> |

| | | |
|----|----------------------|---|
| | | <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p> |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成24年8月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税、法人住民税、事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 | |
|------------------------|--|--|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか | <input type="checkbox"/> 明らかでない | | | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ | |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | | ◎ | |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | | ○ | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（日本人留学生の数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への民間寄附により、海外留学に対する経済支援を拡充し、日本人留学生の増加、グローバル人材の育成を図る。）の実現状況の将来予測について、定性的に「経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、正確な推計は困難であるが、当該租税特別措置により、法人及び個人からの寄附金額の増大につながり、当該制度の支援対象者の拡大、ひいては日本人の海外留学者数の増加につながると考えられる。」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 経済的情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、適用件数の正確な将来推計の算出は困難であるが、少なくとも個人からの寄附については、平成26年度寄附件数として試算した1,364件と想定される。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 平成27年度以降についても26年度と同様の減収見込みを想定している。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、正確な推計は困難であるが、当該租税特別措置により、法人及び個人からの寄附金額の増大につながり、当該制度の支援対象者の拡大、ひいては日本人の海外留学者数の増加につながると考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 海外留学支援制度は、官民が一体となって支援するものであり、これにより社会全体として海外留学を支援すること、さらに、グローバル人材に対する企業ニーズ、そのための海外留学の必要性を学生等に示すこととなり、日本人の海外留学の促進につながるものと考えている。
 このように官民が一体となった支援制度を実施するにあたっては、民間からの多様で幅広い方面からの寄附が必要であることから、民間寄附促進のためには当該税制措置以外の政策手段は想定しがたく、必要不可欠な施策である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置 (国税3)(法人税:義務、所得税:外) (地方税1)(法人住民税、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、以下の2点を措置する。 ①法人からの寄附に係る指定寄附金化 ②個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入 |
| 3 | 担当部局 | 高等教育局学生・留学生課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成26年度 |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成26年度以降 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本人学生の海外留学については、2004年をピークに減少傾向にあるが、社会や経済がグローバル化し、日本企業等が世界に展開している中、個々の能力を高め、グローバル化した社会で活躍する人材を育成することは喫緊の課題である。一方で、海外留学における阻害要因の一つとして、留学費用等の経済的負担の問題が挙げられている。</p> <p>この留学費用等の経済的負担を軽減するためには、奨学金制度の充実が必要不可欠であり、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」においても「意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する」としている。</p> <p>以上を踏まえ、日本人の海外留学促進のため、国費による支援のみでなく、企業や個人といった多様で幅広い方面からの民間資金を獲得するため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附を行い、社会全体できめ細かな留学支援を行う仕組みをつくり、日本人の海外留学の促進、グローバル人材の育成を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>⑦グローバル化等に対応する人材力の強化</p> <p>世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。</p> <p>○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与</p> <p>・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|---|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 1 4 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 4 - 1 国際交流の推進 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外留学支援制度に係る(独)日本学生支援機構への民間寄附により、海外留学に対する経済支援を拡充し、日本人留学生の増加、グローバル人材の育成を図る。 |
| | | | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グローバル人材の育成を図るため、日本人の海外留学促進の必要性が高まっている一方、昨今の政府の厳しい財務状況を鑑みると、国費による支援には限界がある。 そのため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり、さらに、より多くの日本人学生を海外に留学させるために十分な規模の寄附金額を確保する必要があることから、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための税制措置を講じることが必要不可欠である。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 調整中 |
| | | ② 減収額 | 平成26年度 ▲90百万円 |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成32年度) 法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための税制措置を講じることによって、社会全体で留学支援を行う仕組みをつくり日本人学生の海外留学の促進を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成26年度～平成32年度) 日本人学生の海外留学を促進することにより、グローバル化した社会で活躍する人材の育成を図る。2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成26年度～平成32年度) 2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人への倍増が困難となる。 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇) — |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | より多くの日本人学生を海外に留学させるためには十分な規模の寄附金額を確保する必要があり、そのためにも、法人及び個人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための当該措置は急務である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

(独) 日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置に伴う減収見込み額の試算について【所得税】

【考え方】

国税庁の申告所得税標準調査結果(平成23年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

| | 所得階級 | 人数(人) | 割合(%) | 寄附金控除額(百万円) | 1人当たり寄附額(推計)(万円) | 表2の対応 |
|-----|------------|---------|-------|-------------|------------------|-------|
| (a) | 0~150万円以下 | 36,026 | 8.4% | 1,012 | 3.01 | — |
| (b) | ~300万円以下 | 95,454 | 22.4% | 3,203 | 3.56 | (あ) |
| (c) | ~500万円以下 | 78,214 | 18.3% | 3,686 | 4.91 | (い) |
| (d) | ~800万円以下 | 66,400 | 15.6% | 4,279 | 6.64 | (う) |
| (e) | ~1,000万円以下 | 26,083 | 6.1% | 2,165 | 8.50 | (え) |
| (f) | ~2,000万円以下 | 68,766 | 16.1% | 8,430 | 12.46 | (お) |
| (g) | 2,000万円以上 | 55,984 | 13.1% | 28,226 | 50.62 | (か) |
| | | 426,927 | | 50,998 | | |

※1人当たり寄附額(推計)=寄附金控除額/人数+2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453円。

<表2>

| | 課税対象となる所得の額 | 所得税の計算方式 |
|-----|------------------|----------------|
| (あ) | 195万円以下 | 5% |
| (い) | 195万円超~330万円以下 | 10%-97,500円 |
| (う) | 330万円超~695万円以下 | 20%-427,500円 |
| (え) | 695万円超~900万円以下 | 23%-636,000円 |
| (お) | 900万円超~1,800万円以下 | 33%-1,536,000円 |
| (か) | 1,800万円超 | 40%-2,796,000円 |

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に(表2参照)、所得控除方式と税額控除方式(2,000円を超える寄附について40%控除)による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額-所得控除額) = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$\begin{aligned}
 b & \{[(35,600 - 2,000) \times 0.4] - [(35,600 - 2,000) \times 0.05]\} = \underline{11,760 \text{ 円}} \\
 c & \{[(49,100 - 2,000) \times 0.4] - [(49,100 - 2,000) \times 0.1]\} = \underline{14,130 \text{ 円}} \\
 d & \{[(66,400 - 2,000) \times 0.4] - [(66,400 - 2,000) \times 0.2]\} = \underline{12,880 \text{ 円}} \\
 e & \{[(85,000 - 2,000) \times 0.4] - [(85,000 - 2,000) \times 0.23]\} = \underline{14,110 \text{ 円}} \\
 f & \{[(124,600 - 2,000) \times 0.4] - [(124,600 - 2,000) \times 0.33]\} = \underline{8,582 \text{ 円}} \\
 g & \{[(506,200 - 2,000) \times 0.4] - [(506,200 - 2,000) \times 0.4]\} = \underline{0 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

※gは、差額0円

要望事項ごとに予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込み額を算出する。

(独) 日本学生支援機構への個人寄附者数

(独) 日本学生支援機構への個人寄附件数における平均年間増加件数

20年度実績 1,140件

24年度実績 1,300件

平均年間増加件数: (1,300 - 1,140) / 5年 = 32件

26年度個人寄附金件数推算: 24年度実績 + 25年度増加分 + 26年度増加分
1,300 + 32 + 32 = 1,364件

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,364 \text{ 人} \times 22.4\%) \times 11,760 \text{ 円} = 3,593,103 \text{ 円}$$

$$c \quad (1,364 \text{ 人} \times 18.3\%) \times 14,130 \text{ 円} = 3,527,018 \text{ 円}$$

$$d \quad (1,364 \text{ 人} \times 15.6\%) \times 12,880 \text{ 円} = 2,740,658 \text{ 円}$$

$$e \quad (500 \text{ 人} \times 6.1\%) \times 14,110 \text{ 円} = 1,174,008 \text{ 円}$$

$$f \quad (500 \text{ 人} \times 16.1\%) \times 8,582 \text{ 円} = 1,884,642 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

b ~ e を合計した 12,919,429円 ≒ 13百万円が減収見込額となる。

(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置に伴う

減収見込額の試算について

【法人税、法人住民税、事業税】

【考え方】

- ・全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み
過去の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 23 年度分）に基づき試算。
- 本年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第 2 期教育振興基本計画」において「意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する」と提言しており、これを実現するためには、企業や個人といった多様で幅広い方面からの民間資金を獲得する必要がある。
- そのため、(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度に対する法人からの寄附について、全額損金算入可能な指摘寄附金とすることにより、寄附の促進を図り、社会全体できめ細かな留学支援を行う仕組みをつくる。現在、経済団体及び関係企業に対し、随時寄附のお願いをしているところ。
- 東京オリンピック招致に係る経済団体からの寄附金額が約 1 6 億円程度であることから、海外留学支援制度に係る法人からの初年度寄附についても同額の 1 6 億円と想定。
- また、個人寄附については、(独)日本学生支援機構に対する個人からの過去 5 年間の平均寄附額（96,140,012円）を参考に、1 億円と想定し、海外留学支援制度への初年度寄附総額としては 1 7 億円を想定。

以上より、指定寄附金化による法人からの年間寄附額は、1,600 百万円と想定。

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、のうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{14.6 \%}$$

これを基に、減収見込額を算定する。

$$\text{法人税} \quad 1,600 \text{ 百万円} \times 14.6 \% \times 25.5 \% (\text{税率}) \asymp \underline{60 \text{ 百万円}}$$

$$\text{法人住民税} \quad 60 \text{ 百万円} \times 17.3 \% (\text{標準税率}) \asymp \underline{10 \text{ 百万円}}$$

$$\text{事業税} \quad 1,600 \text{ 百万円} \times 14.6 \% \times 8.4 \% (\text{標準税率}) \asymp \underline{20 \text{ 百万円}}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--|-----|-------|
| 制度名 | 研究開発法人への寄附に係る税制措置 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税、法人住民税、事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 | | |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|------------------------|--|--|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input type="checkbox"/> 明らか | <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない | | ※ |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定性的記述 | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | | <input type="checkbox"/> 予測なし | ※ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり | | <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
文部科学省の平成25年度政策評価体系において、政策目標7「科学技術・学術政策の総合的な推進」の施策目標7-3「科学技術システム改革の先導」を達成するために有効な施策である。また、平成25年度政策目標8「基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備」及び9「科学技術の戦略的重点化」における研究開発法人の活動に密接に関連した施策目標の達成にも貢献するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%を基に、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（対本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証する際には上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減と

なるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税10)(法人税:義、所得税:外)(地方税10)(法人住民税、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | 研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。 |
| 3 | 担当部局 | 科学技術・学術政策局政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。) |
| 6 | 適用又は延長期間 | — |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。 また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資 |

| | | |
|---|---------------------|--|
| | | 金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直すこととしている。 さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。 |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。 ①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。 ②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。 ③特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。 |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 — ② 減収額 37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52 (単位: 百万円) |

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

| | | |
|----|--------------------|---|
| | ③: 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> |
| 9 | 相当性 | <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) 【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条)</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 —</p> |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

【減収見込額】

- 指定寄附金化に伴う減収見込額
155百万円(国税:103百万円、地方税:52百万円)
- 税額控除の導入に伴う減収見込額
131百万円(国税のみ)

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み
研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成23年度分)に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績:1,384,004千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(法人寄附金見込額)
 $1,384,004 \text{千円} \times 2 = 2,768,008 \text{千円 (約 } 2,768 \text{百万円)}$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は716,799百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)
 $104,960 \text{百万} \div 716,799 \text{百万円} \times 100 = 14.6\%$

これらを基に、研究開発法人37法人に係る減収見込額を算定する。

(研究開発法人37法人分の減収見込額)

| | | |
|-------|--------------------------------|------------|
| 法人税 | 2,768百万円 × 14.6% × 25.5% (税率) | ≒ 103.1百万円 |
| 法人住民税 | 103.1百万円 × 17.3% (標準税率) | ≒ 17.8百万円 |
| 事業税 | 2,768百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率) | ≒ 33.9百万円 |

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 23 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

| | 所得階級 | 人数（人） | 割合（％） | 寄附金控除額 （百万円） | 1人当たり寄附額（推計） （万円） | 表2の 対応 |
|-----|------------|---------|-------|-----------------|----------------------|-----------|
| (a) | 0～150万円以下 | 36,026 | 8.4% | 1,012 | 3.01 | — |
| (b) | ～300万円以下 | 95,454 | 22.4% | 3,203 | 3.56 | (あ) |
| (c) | ～500万円以下 | 78,214 | 18.3% | 3,686 | 4.91 | (い) |
| (d) | ～800万円以下 | 66,400 | 15.6% | 4,279 | 6.64 | (う) |
| (e) | ～1,000万円以下 | 26,083 | 6.1% | 2,165 | 8.50 | (え) |
| (f) | ～2,000万円以下 | 68,766 | 16.1% | 8,430 | 12.46 | (お) |
| (g) | 2,000万円以上 | 55,984 | 13.1% | 28,226 | 50.62 | (か) |
| | | 426,927 | | 50,998 | | |

※1人当たり寄附額（推計）＝寄附金控除額/人数＋2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表 2>

| | 課税対象となる所得の額 | 所得税の計算方式 |
|-----|--------------------|-----------------|
| (あ) | 195 万円以下 | 5% |
| (い) | 195 万円超～330 万円以下 | 10%－97,500 円 |
| (う) | 330 万円超～695 万円以下 | 20%－427,500 円 |
| (え) | 695 万円超～900 万円以下 | 23%－636,000 円 |
| (お) | 900 万円超～1,800 万円以下 | 33%－1,536,000 円 |
| (か) | 1,800 万円超 | 40%－2,796,000 円 |

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表 2 参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額－所得控除額）＝各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a→所得税非課税と想定

$$b \ [\{ (35,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (35,600 - 2,000) \times 0.05 \}] = 11,760 \text{ 円}$$

$$c \ [\{ (49,100 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (49,100 - 2,000) \times 0.1 \}] = 14,130 \text{ 円}$$

$$d \ [\{ (66,400 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (66,400 - 2,000) \times 0.2 \}] = 12,880 \text{ 円}$$

$$e \ [\{ (85,000 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (85,000 - 2,000) \times 0.23 \}] = 14,110 \text{ 円}$$

$$f \ [\{ (124,600 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (124,600 - 2,000) \times 0.33 \}] = 8,582 \text{ 円}$$

$$g \ [\{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (506,200 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※g は、差額 0 円

過去 3 年間の文科省所管の 10 対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成 24 年度実績：2,496 件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5 倍に寄附件数が増加すると仮定して 37 法人分の予想寄附者数を算出し、<表 1>の寄附者数の分布に当てはめ、1 人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853 人

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \ (13,853 \text{ 人} \times 22.4\%) \times 11,760 \text{ 円} = 36,492,127 \text{ 円}$$

$$c \ (13,853 \text{ 人} \times 18.3\%) \times 14,130 \text{ 円} = 35,820,949 \text{ 円}$$

$$d \ (13,853 \text{ 人} \times 15.6\%) \times 12,880 \text{ 円} = 27,834,556 \text{ 円}$$

$$e \ (13,853 \text{ 人} \times 6.1\%) \times 14,110 \text{ 円} = 11,923,416 \text{ 円}$$

$$f \ (13,853 \text{ 人} \times 16.1\%) \times 8,582 \text{ 円} = 19,140,718 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

b～e を合計した 131,211,766 円 ≒ 131 百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|---|-----------------------------|---|
| 制度名 | (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置 | 府省名 | 文部科学省 |
| 税目 | 法人税、所得税、法人住民税、事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目 | 評価の実施状況 | 課題 |
|------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性 | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | <input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない | ※ |
| 租税特別措置等の有効性 | | |
| ③ 達成目標及び測定指標 | <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし | ◎ |
| ⑥ 適用数等の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし | |
| ⑧ 減収額の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし | |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし | ○ |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | ○ |
| 租税特別措置等の相当性 | | |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし | ※ |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担 | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし | ※ |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（文化法人への寄附金による事業の実施状況及び毎年度設定される予算額に計上される寄附金額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである（＜点検結果表の別紙＞③参照）。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（文化法人が行う事業の実施、一層の充実）の実現状況の将来予測について、「文化法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）
第2 文化芸術振興に関する重点施策
1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～
重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援
文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。
これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
【重点的に取り組むべき施策】
◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて、民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
本租税特別措置は、文化法人が行う活動に対する寄附を対象としたものであり、特定の事業の達成のみを目的に要望しているものではない。
また、文化法人の活動の特性の一つとして、文化法人が主催する展覧会や公演等は、その企画が毎回異なるため、入場者数や必要な費用等も毎年度変化したり、文化財や美術作品の購入や修理は所有者の都合等により突発的に発生したりすることから、法人の予算の内容は毎年度変動する。
さらに、一般に、民間からの文化芸術への寄附や支援は、その時の経済状況等に大きく影響される。
以上のことから、本租税特別措置等においては、現時点で定量的な達成目標を設定することは困難である。しかし、毎年度の事業予算は、事業内容やそれに必要な自己収入額等を踏まえ策定され、寄附金額についても自己収入の一部として計上されることから、これを測定指標として設定し、事業年度終了後にその効果を検証する。
加えて、毎年度業務実績評価において、寄附金が充てられた事業の評価を確認することによりその効果を確認する。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
文化法人の寄附が拡充等されることにより、展示・公演・調査研究等における財政的課題の解消等が実現でき、具体的に事業年度予算にも反映されることから、文化法人における公演・展示等の充実、調査研究の促進などのほかに、国家レベルでの文化交流における連携、国内の公私立文化施設の中核的存在としての指導や連携など、我が国のナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与するという、政策目的も達成できる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
文化法人に対する本租税特別措置により、展覧会や公演、調査研究等の事業の充実によるナショナルセンターとしての機能強化による法人への直接的な効果の他に、展覧会や公演の充実による来場者の増や、収蔵品修理による公私立美術館等への収蔵品貸出の促進及び地方美術館等の活性化など、様々な形で我が国の文化芸術の振興が期待できる。これらの効果は、文化法人における展覧会や公演等の企画内容が毎年度異なることなどから、減収額との単純な比較は困難である。
しかし、上記のような短期的視点の効果に加えて、本租税特別措置による国民の文化芸術への意識の変化や、公私立美術館等の活動の充実など長期的視点による効果も期待できることから、減収額相当以上の効果があると考えている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
文化法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」の規程に基づき運営費交付金が交付されているが、年々縮減されている。
また、独立行政法人については、自己収入の確保も求められており、文化法人では入場料収入等による収入の確保に努めており、法人のインセンティブの一つとして整理されている。
このうち展覧会や公演の入場料収入は、当該展覧会や公演の経費に充てることを目的としており、加えてその収入額は、展覧会や公演の企画内容等によって左右される場合があるため、常に確実な収入額を確保できるとは限らない。
このほか、文化法人が自己収入等の増大を図る他の手段として、施設利用収入、助成団体からの助成が想定される。
施設利用収入については、法人の活動に支障のない範囲での貸与により収入が得られるものであり、文化法人は自ら積極的に事業を展開していく必要があることから、大幅な収入増を見込むことは困難である。
助成団体からの助成については、当該団体の助成目的に該当する事業のみを対象とするものであり、助成による活動は法人の政策目的に寄与するものの、文化法人が行う事業の一部に限定される。
しかし、寄附金は、その確保が経済状況等にも左右されるが、文化法人が特定の事業に対し寄附の募集をするなど、募集方法等を工夫することで、緊急性の高い事業などを確実に実施できる。
また、上記のような募集をすることにより、国民から日頃見ることが困難な文化法人の事業の一部が見えるようになることから、国民の文化法人への関心や文化法人の経営に参加している意識の向上等の効果も期待でき、ひいては、我が国の文化芸術への寄附の醸成にも寄与するものである。

【文科08】

寄附金の寄附対象は、文化法人が行う事業を対象としていることから、寄附金の獲得には寄附者が文化法人の様々な事業に理解されていることが前提となる。

このため、文化法人では、展覧会・公演の企画の充実、イヤホンガイドなど鑑賞者の利便性向上、新聞記事掲載や一般雑誌とのタイアップ、スマートフォンやSNSの活用など広報発信事業の強化、映画ロケなどへの施設開放など、入場料等自己収入の増大の施策を進めており、これにより、国民に文化法人の様々な事業について理解を得ることができる。

つまり、寄附金の増大を図る他の政策手段は間接的にしかない。

また、寄附金の増大を図るための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置の手段をとることが妥当である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

文化法人は、独立行政法人通則法第46条において、「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」と規定されている。これについては、主に法人における経常的費用や計画的に実施される事業などに対して措置されている。

一方、文化法人への寄附については、地方の美術館等に収蔵品を貸し出すために発生した修理や、海外に流出のおそれがある美術品の購入など、突発的又は緊急性の高い活動や、更に充実を図るべき活動等に対し充てていくものと考えている。

また、文化法人が自己収入等の増大を図りナショナルセンターとしてふさわしい事業を展開するためには、寄附金の他に、入場料収入、施設利用収入のほか、助成団体からの助成による自己収入等の確保が想定される。

入場料収入については、主に展覧会や公演に係る費用等に充てるものであるが、その収入は限界がある。施設利用収入については、主に法人の施設維持管理等に充てられるが、法人の活動に支障のない範囲での貸与に限られるため大幅な増加は困難である。

助成団体からの助成については、当該団体の助成目的に該当する事業のみを対象とするものであり、助成による活動は法人の政策目的に寄与するものの、文化法人が行う事業の一部に限定される。

以上のように、文化法人の自己収入における役割分担はあるものの、寄附金の増大を図る直接的な政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置 (国税5)(法人税:義、所得税:外) (地方税2)(法人住民税、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会(以下、「文化法人」という。)が行う活動に対する寄附について、 ①個人からの寄附について、税額控除と所得控除との選択制度を導入する ②民間企業等からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」とする ため、税制上の所要の措置を講ずる。 また、法人税について、当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 |
| 3 | 担当部局 | 文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成25年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | — |
| 6 | 適用又は延長期間 | — |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>文化法人について、寄附金等の自己収入の増大を図ることにより、展示・公演・調査研究等の事業に必要な資金の拡充がなされ、ナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>文化法人は、世界に誇るべき有形・無形の文化的資産を国民共有の財産として、次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信し、我が国の文化芸術の振興を図ることを目的に設置されており、我が国のナショナルセンターとしても、地方の美術館・博物館・劇場等に対して先導的役割を担い、多角的支援を行うとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。</p> <p>また、文化芸術の多様化によるメディア芸術など新たな展示内容・手法による展覧会の開催や、公私立美術館・博物館等から収蔵品の修復等に関する指導助言の要望、また、地方の劇場との連携など、ナショナルセンターとしての取組が期待されている。</p> <p>一方、文化法人は、その公益性の高さから国から運営費交付金の交付を受けるとともに、展覧会や公演を主催し、その入場料収入を主たる自己収入として確保し、活動しているが、運営費交付金は効率化の観点から毎年削減され、文化法人が開催する展覧会や公演の入場料収入等多様な収入により、自己収入を毎年増額することが求められている。</p> <p>加えて、文化法人では、独法化以降、展覧会や公演の入場料収入等の増額や事業の効率化の促進などによる自己収入の有効活用を図ってきたが、展覧会や公演への入場者の増収については、展覧会場や展示作品の維持管理、劇場の客席数などの制約の観点から、これらを毎年度増収し続けることは限界がある。</p> <p>このような厳しい財政事情において、文化法人がナショナルセンタ</p> |

| | | | |
|---|---------------------|---|--|
| | | <p>一として引き続き事業を実施し、新たに国内外の美術館等との連携などの事業に取り組むためには、入場料収入などの自己収入の拡充を図ることにより、自立的な事業活動を促進していくことが必要である。</p> <p>また、自民党政務調査会・文化伝統調査会における『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言』においても、「公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除との選択制度を導入すること。」と明示されている。</p> <p>以上のことから、文化法人がナショナルセンターとしてふさわしい事業を実施し、国内外の文化芸術を牽引していくために、運営費交付金の確実な措置はもとより、民間の活力を活かす一環として、個人や民間企業等から寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>なお、文化法人への寄附税制要望は、我が国の文化芸術への寄附文化の醸成を促進する観点からも有効な政策であると期待できる。</p> | |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>・政策目標 13 文化による心豊かな社会の実現 13-1 文化芸術の振興 13-2 文化財の保存及び活用の充実</p> | |
| | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化法人が行う事業の実施、一層の充実。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 文化法人への寄附金による事業の実施状況。(事業によってその事業規模や寄附金必要額が異なるため、事業実施件数などの定量的指標を設置することは困難。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 文化法人への寄附金が一層確保できることにより、法人の事業実施の促進や充実がなされる。</p> <p>これにより、ナショナルセンターとしてふさわしい事業が行われ、その効果は法人自身だけでなく、国内外の文化芸術団体等へも波及することから、文化芸術の振興や文化財の保存及び活用の充実に寄与することができる。</p> | |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>国税(平年度) 681件 地方税(平年度) 181件</p> |
| | | ④ 減収額 | <p>国税(平年度) 16百万円 地方税(平年度) 6百万円</p> |
| | | ⑤ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》 文化法人への寄附について拡充等がされた場合、自己収入や運営費交付金だけでは賅いきれない事業等に充てられることとなる。</p> <p>これらの寄附については、例えば、所蔵作品の緊急修理や海外へ流出の恐れがある美術作品や文化財などの購入、文化財の調査研究に必要な研究機器の導入、伝統芸能や現代舞台芸術の公演や人材養成等、具体的な寄附の募集目的を明示し、民間からの寄附を促進すると同時に、寄附により事業を一層充実させることができる。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>これにより、展覧会の充実や、所蔵作品の国内外美術館等への貸与、文化財の調査における修理技術等の新たな発見、伝統芸能の後継者の確実な確保、現代舞台芸術の実演家の養成など、文化法人の事業の充実が図られる。併せて、国民への鑑賞貴会の拡充、国内外に存在する我が国の文化財の修理等の促進、伝統芸能や現代舞台芸術の発信など、国内外へ様々な効果をもたらし、ナショナルセンターとしての役割を一層担うことが期待される。</p> <p>ただし、文化芸術における様々な効果の出現には、相当の時間を要することから、短期間での効果測定は困難である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 文化法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる。</p> <p>なお、文化法人においては、毎年入場料等の自己収入予算の増額が求められているが、事業の性格からこの対応についても限界となっており、今後も現在の事業規模を確保していくためには、寄附金収入も重要な財源となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 文化法人における自己収入の一部を確保することが困難となり、事業内容の一部省略や延長となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 文化法人への寄附を促進する措置をとることにより、ナショナルセンターとしての充実の他に、国民や民間企業等に対して、寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できる。</p> <p>また、寄附文化の醸成が促進されることにより、今まで文化芸術に興味がなかった国民や民間団体が、寄附をきっかけに、新たに文化芸術活動への参加や寄附など、文化芸術活動に関連する消費活動の活性化が図られることから、税収減以上の効果が期待できる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>文化法人への寄附を促進することにより、独立行政法人のインセンティブの一つとして機能強化の実現、我が国の寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できることから、妥当な措置である。</p> |
| | | ⑥ 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>我が国の文化芸術への寄附文化の醸成が促進されることによって、民間企業等が、文化法人への寄附を通じて、地域への文化芸術関係団体等へのメセナ活動への積極的な関与が期待され、地域の文化芸術団体の活性化や地方公共団体の文化芸術施策の充実等が期待できる。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | — | |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — | |

「(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置」における適用数及び減収額算定根拠

【所得税】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算。（表1参照）<表1>

| | 所得階級 | 人数(人) | 割合(%) | 寄附金控除額 (百万円) | 1人あたり 寄付額(推計) (万円) | 表2の 対応 |
|-----|-----------|---------|-------|-----------------|--------------------------|-----------|
| (a) | 0～150万円 | 36,026 | 8.4 | 1,012 | 3.01 | — |
| (b) | ～300万円 | 95,454 | 22.4 | 3,203 | 3.56 | (あ) |
| (c) | ～500万円 | 78,214 | 18.3 | 3,686 | 4.91 | (い) |
| (d) | ～800万円 | 66,400 | 15.6 | 4,279 | 6.64 | (う) |
| (e) | ～1,000万円 | 26,083 | 6.1 | 2,165 | 8.50 | (え) |
| (f) | ～2,000万円 | 68,766 | 16.1 | 8,430 | 12.46 | (お) |
| (g) | 2,000万円以上 | 55,984 | 13.1 | 28,226 | 50.62 | (か) |
| | | 426,927 | | 50,998 | | |

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出。<表2>

| | 課税対象となる所得の額 | 所得税の計算方式 |
|-----|------------------|----------------|
| (あ) | 195万円以下 | 5% |
| (い) | 195万円超～330万円以下 | 10%－97,500円 |
| (う) | 330万円超～695万円以下 | 20%－427,500円 |
| (え) | 695万円超～900万円以下 | 23%－636,000円 |
| (お) | 900万円超～1,800万円以下 | 33%－1,536,000円 |
| (か) | 1,800万円超 | 40%－2,796,000円 |

(算出式)：(税額控除額－所得控除額)＝各所得階層1人当たりの減収見込額

- a → 所得税非課税と想定
 b $\{[(35,600-2,000) \times 0.4] - \{(35,600-2,000) \times 0.05\}\} = 11,760円$
 c $\{[(49,100-2,000) \times 0.4] - \{(49,100-2,000) \times 0.1\}\} = 14,130円$
 d $\{[(66,400-2,000) \times 0.4] - \{(66,400-2,000) \times 0.2\}\} = 12,880円$
 e $\{[(85,000-2,000) \times 0.4] - \{(85,000-2,000) \times 0.23\}\} = 14,110円$
 f $\{[(124,600-2,000) \times 0.4] - \{(124,600-2,000) \times 0.33\}\} = 8,582円$
 g $\{[(506,200-2,000) \times 0.4] - \{(506,200-2,000) \times 0.4\}\} = 0円$
 ※gは、差額0円

3. 要望事項ごとに予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額をかけて合計し、減収見込み額を算出。

文化法人の個人寄附者数

文化法人への個人寄附件数における平均年間増加件数

20年度実績 202件

24年度実績 394件

平均年間増加件数：(394－202)／5年＝38.4件

26年度個人寄附者数推算：24年度実績＋25年度増加分＋26年度増加分×1.5

$$394 + 38.4 + 38.4 \times 1.5 \approx \underline{500人} \dots (A)$$

a → 所得税非課税のため算出しない

b (500人×22.4%)×11,760円＝1,317,120円

c (500人×18.3%)×14,130円＝1,292,895円

d (500人×15.6%)×12,880円＝1,004,640円

e (500人×6.1%)×14,110円＝430,355円

f (500人×16.1%)×8,582円＝690,851円

g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 4,735,861円≒5百万円が減収見込み額となる。……(B)

<参考>

税制改正により寄附件数が年間伸率の1.5倍になる根拠

「文化に関する世論調査」(H21年11月内閣府調査)より

個人による寄附経験者(H21)：168人(N(1853人)×9.1%)……①

税制優遇措置の必要と感じている人数：402名(N(1853人)×21.7%)……②

①のうち、寄附をしなかった人数：234人(②－①)……③

①のうち税制優遇を受ける人数：131人(①×78.5%)……④

③のうち税制優遇を受ける人数：183人(③×78.5%)……⑤

※78.5%の根拠

申告所得税標本調査結果(平成23年度国税庁調査)より納税者の所得階級のうち、減収効果が得られると推算した所得階級(151万円以上2000万円未満)の割合

税制優遇措置による寄附件数(推算)

131人＋183人＝314人(④＋⑤)……⑥

税制優遇措置による寄附件数の伸率

314人÷131人＝2.4倍(⑥÷④)……⑦

当該調査による「寄附を促進するための改善事項」には他の改善事項への回答もあることを勘案し、⑦は最大値として捉え、1.5倍程度の伸び率として推算

【法人税】

全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

1. 過去の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算。

指定寄附金化により、年間寄付額が文化法人への寄付金実績額（5カ年平均）（150百万円）の2倍に増加すると想定。

$$150\text{百万円} \times 2 = 300\text{百万円}$$

2. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は695,651百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960\text{百万} \div 716,799\text{百万円} \times 100 = \underline{14.6\%}$$

3. 以上から、減収見込額を算定。

法人税 $300\text{百万円} \times 14.6\% \times 25.5\% \text{（税率）} \approx \underline{11\text{百万円}} \cdots \cdots \text{（C）}$

法人住民税 $11\text{百万円} \times 17.3\% \text{（標準税率）} \approx \underline{2\text{百万円}} \cdots \cdots \text{（D）}$

事業税 $300\text{百万円} \times 14.6\% \times 8.4\% \text{（標準税率）} \approx \underline{4\text{百万円}} \cdots \cdots \text{（E）}$

4. 文化法人の法人寄付者数

文化法人への法人寄附件数における平均年間増加件数

20年度実績 123件

24年度実績 159件

平均年間増加件数： $(159 - 123) \div 5\text{年} = 7.2\text{件}$

26年度個人寄附件数推算：24年度実績 + 25年度増加分 + 26年度増加分 $\times 2$ 倍

$$159 + 7.2 + 7.2 \times 2 \approx \underline{181\text{件}} \cdots \cdots \text{（F）}$$

<参考>

税制改正により寄附金額、寄附件数が2倍になる根拠

「文化芸術活動に対する民間寄附の実態調査報告書（2009年度）」（（社）企業メセナ協議会）より

（社）企業メセナ協議会に助成認定制度を利用できる寄附金の下限金額の引き下げ（10万円→5万円）による寄附金額の変化

下限額変更前 2003年度 33,554万円

〃 変更後 2004年度 56,305万円

2005年度 66,758万円

2005年度実績が寄附金額のピークであることから、2003年度における2005年度の寄附金額の伸率

$$66,758\text{万円} \div 33,554\text{万円} = 1.9895 \approx \underline{2.0\text{倍}}$$

【適用数、減収額】

適用数（国税）：（A）+（F）= 681件

（地方税）：（F）= 181件

減収額（国税）：（B）+（C）= 16百万円

（地方税）：（D）+（E）= 6百万円

